

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	大淀町 (294420)
地域名 (地域内農業集落名)	畠屋地区 (畠屋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	10.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	7.5 ha
② 田の面積	7.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	7.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.1 ha

(備 考) 農用地等面積は区域内の農地台帳上の面積を元に算出

注1: ①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2: ②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4: ⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5: (参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6: 「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農地台帳上は、田が7.2ha、畑が3.7ha、うち農振農用地は7.5haあるが、意向調査によると、70歳以上の農家が11軒141筆7.1ha65.2%、後継者不在の農家が13軒130筆6.5ha59.7%となっており、70歳以上で後継者がいない今後10年間で耕作放棄される可能性の高い農家が7軒103筆5.1ha47.0%ある状況である。貸したい売りたいと考えている農家が6軒28筆1.4ha13.2%、規模縮小したいと考えている農家は0軒、継続困難・辞めたいと考えている農家は0軒、既に耕作放棄している農家が2軒3筆0.2ha2.0%あり、逆に規模拡大したいと考えている農家は0軒という状況である。地域内で、後継者がいる農家は3軒37筆2.0ha18.2%で、認定農業者は1名、認定新規就農者は0名となっており、総じて、今後耕作放棄される可能性の高い農地が多数あり、それら農地の担い手確保が課題である。(パーセンテージは農地台帳上の面積に対しての該当面積割合)
・鳥獣被害については、イノシシ・サル・シカ他小動物等が出没しており、農家による電柵・ワイヤーメッシュ柵の設置(国補助や町補助を活用)で進入対策しているほか、猟友会による箱罠・くり罠等の設置で捕獲対応している状態であるが、被害は抑えきれていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・現在の家庭菜園(野菜等)や兼業(水稻等)で営農している個々の耕作をベースに、高齢化等により耕作できない農地中間管理機構を通じた貸借等により担い手への集積・集約化、新たな担い手の確保を進めながら、できる限り農地としての維持を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付を進めつつ、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9.37 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域内において農地を「貸したい」「売りたい」と意向を示す農業者については、農地中間管理事業を活用した農地の集約化や農地中間管理機構への登録を促し、新たな就農者に繋げていく。
(3)基盤整備事業への取組
農作業の機械化や経営規模の拡大を求める新たな担い手の地域への参入を促すことを目的として、農業基盤整備(農地の平坦化や区画整理、農道整備、灌がい施設の整備など)についても検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
集落内有志による受託を図り集落営農化を進めるとともに、地域内で担いきれない農作業は、JA等と連携した委託により、農地の荒廃化を未然に防止し、農地保全や農地活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

【①鳥獣被害防止対策】農業者個人による電柵・ワイヤーメッシュ柵、箱罠等での対応を継続するとともに、一団の農地がある場合は国による設置補助を活用し対策をおこなう。

【⑦保全・管理等】現状耕作中の農業者については、可能な限り耕作を維持し、耕作を辞める場合も可能な限り管理を続ける。また、農地中間管理機構を活用し、農地の賃貸借も検討をおこなう。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「**経営面積**」「**作業受託面積**」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2: うつ病の同意者数を欄には、同意者数を記載してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。